

介護サービスって 自治体で違うの？



介護の必要なお年寄りの方が利用するサービスには、特別養護老人ホームなどいろいろな種類のサービスがありますが、事業者はよりよいサービスを提供するためにそれぞれ工夫をしています。

でも、どのサービスにも、守らなければならないルール（基準）があります。以前は、国が全国どこでも同じルールを決めていましたが、地方分権改革によって、自治体が自分でルールを新しく作ることができるようになりました。

このパンフレットでは、自治体で作ったルールのうち、特色のあるルールを紹介します。

施設を作りやすくしよう!

施設を整備したいけれど・・・

土地に余裕のない地域では、土地の確保に制約があったり、建設コストが高くなっています。そこで、敷地を有効に活用するために、安全性に問題のない範囲で基準を緩和して、施設を作りやすくしてほしいという声があります。

自治体はどうした？

◎千葉県などでは、介護施設の廊下幅の最低限の基準について、車椅子や歩行者の通行に支障がないことを前提に、他の施設の廊下幅や地域の実情などを考慮して、独自の廊下幅の基準を決めました。

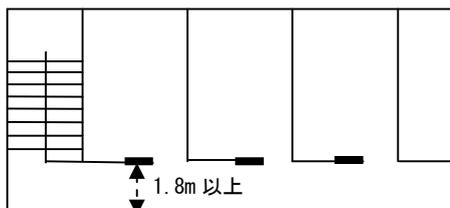
国の基準では・・・？

中廊下の幅 2.7m以上、
片廊下の幅 1.8m以上。

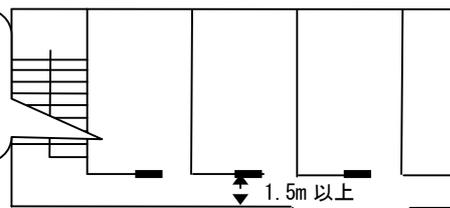
※中廊下とは廊下の両側に部屋とその出入口があるものを言い、片廊下は廊下の片側にだけ部屋とその出入口があるものを言います。

千葉県では・・・？

すれ違いが確保できる拡幅部を設けることで中廊下の幅 1.8m以上、片廊下の幅 1.5m以上に基準を緩めました。これにより、その分部屋を広くしたり、少し狭い土地でも施設を作れるようになります。(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(千葉県))



居室の面積を広くすることもできるようになりました!



◎国の基準では、3階より上の階に居室を作る時は、原則、特別避難階段を2個以上設けることとされていますが、東京都では、特別避難階段がなくても、屋内と屋外の避難階段を設けた上でエレベーターと安全に避難できるバルコニーをあわせて設けるなどすればよいこととしました。

(東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例)

負担を減らそう!

介護施設の食堂は、利用者が毎日利用する大事なスペースです。

国の基準は・・・

国の基準では、介護施設の食堂については、機能訓練室と合計して一人あたり3㎡以上の面積としなければならないことが決められています。

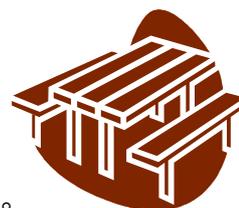
さらに自治体では？

岡山市では、これに加えて、

①居室のある階ごとに、②居室の近くに、③一人あたり2㎡以上とすることを義務付けました。

これによって、利用者や職員の食堂への移動の負担が軽くなります。

(岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例)



介護しやすく、ゆったい過ごせるように！

部屋が広いと住みやすいし、介護するにも便利ですよ。

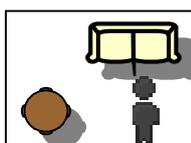
グループホームの各部屋の床面積の基準について、

- ・ 特別養護老人ホームの居室の1人当たりの床面積より狭いこと
- ・ 自宅から家具を持ち込むには国の基準では狭いこと
- ・ 車椅子を利用される方もおりスペースが必要なこと

などの事情を考慮して、国の基準よりも広くするようにしている自治体があります。

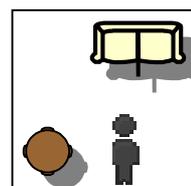
国の基準だと…？

利用者一人当たり
7.43㎡以上



例えば宇都宮市だと…？

利用者一人当たり 10.65㎡以上
(宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例)



安全が大事！

いったん災害が発生してしまうと、災害弱者であるお年寄りの方は、生命に危険が及ぶような被害を受ける場合もあります。それを防ぐためには、日頃から、災害に十分に備えておくことが大事です。

国の基準では・・・

国のルールでは、災害時の避難や誘導の計画を作ったり、定期的に避難訓練を行うよう事業者には義務付けています。



もっと安全な仕組みを作るために・・・

多くの自治体では、さらに、地震や津波、火災など災害の種類に応じてそれぞれ対応計画を作るよう義務付けています。また広島県では、介護老人保健施設を耐火建築物か準耐火建築物に限定し、準耐火建築物の場合には静養室や療養室の地階への設置を禁じています。(介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (広島県))

こんな備えもあります

◎宮城県では、非常災害対策として、食料や日用品の備蓄のほか、自家発電設備をできる限り設置するよう求めています。
(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例ほか (宮城県))



◎長崎市では、スプリンクラー、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を義務付けています。
(長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例)



地域に合ったルールを自治体で独自に作れるようになったのは
...「**地方分権改革**」の成果です。

そもそも、地方分権改革ってどんなこと？

近年では、個人の価値観や、行政ニーズが多様化したため、今までのように国が全国一律にまとめて対応する方法では、住民の皆さんの要望に答えることが難しくなり、地域の実情に応じた、きめ細やかな対応が必要になってきました。

そのため、より多くのことが、国ではなく自治体において、地域の住民の方々の意思を反映して決定できる「地方分権改革」が進められるようになったのです。

どんなことに取り組んでるの？

○今まで法律などで決められていた基準について、自治体が、国が示す基準を参考にするなどして、自分で基準を決められるようにする。

⇒自治体では、地域の状況などを考慮して、住民や専門家の意見も聞きながら、適切な基準を定めます。その結果、国の基準で大丈夫と判断する自治体もありますし、国とは違う基準が必要と判断するところもあります。

○国が行っている事務や権限を自治体に移譲したり、都道府県が行っている事務や権限を市町村に移譲する。

…などがあります。

私たちの意見を反映するにはどうしたらいいの？

お住まいの自治体に直接相談したり、問い合わせすることができます。

また、自治体が基準を決めたり、直したりするときは、条例などを作ります。

条例を決めるときには、パブリックコメント（住民の皆さんの意見の募集）が行われることが多いので、そこに意見を出すこともできます。

地方分権改革についてご質問があれば、こちらへどうぞ。

全国知事会 調査第一部（地方分権改革推進本部）

東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

電話 03-5212-9206 FAX 03-5210-2020 E-MAIL bunken-07@nga.gr.jp

ホームページ <http://www.bunken.nga.gr.jp/kouhou/index.html>